

平成31年 3月13日

せたな町町民児童課長

重度心身障がい者医療助成について

～重度心身障がい者医療助成の自己負担額上限額の改正について～

平素より、各種健康保険事業並びに北海道医療給付事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、せたな町の重度心身障がい者医療費助成制度について、障課・障老課の受給者の自己負担限度額を下記の通り改正することになりました。

現物給付や重度心身障がい者医療費の請求につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら町民児童課国保医療係までお問い合わせください。

《変更後の一部負担上限額は次のとおりです。》

平成31年3月31日診療分まで	平成31年4月1日診療分から
自己負担割合 1割	自己負担割合 1割
【入院+外来】 月額上限 22,200 円	【入院+外来】 月額上限 28,800 円 (多数該当の場合は 22,200 円)
【外来】 月額上限 6,000 円	【外来】 月額上限 9,000 円 (年間上限額はありせん)

※障初・障老初の方については変更ありません。

※ 審査・支払事務については北海道国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金北海道支部へ委託しています。

※ せたな町における多数回のカウントは北海道基準と同一となります。(せたな町の自己負担額は北海道基準の2分の1となります)

連絡先 せたな町役場
町民児童課国保医療係
担当 西田
TEL 0137-84-5111 (内線 1140)